

(仮称) 横浜市中区海岸通計画が
環境に及ぼす影響に係る答申

令和3年11月29日

横浜市環境影響評価審査会

令和3年11月29日

横浜市長 山中竹春様

横浜市環境影響評価審査会
会長 奥真美

(仮称)横浜市中区海岸通計画が
環境に及ぼす影響に係る調査審議について(答申)

令和3年10月11日付環創環評第328号にて諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称)横浜市中区海岸通計画(以下「本事業」という。)は、日本郵船株式会社及び三菱地所株式会社(以下「事業者」という。)が、中区海岸通3丁目9番(以下「計画地」という。)で、建築物の高さ約99m、延べ面積約81,400㎡の高層建築物を建設する事業です。

当審査会は、横浜市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第15条第1項に定める基準に照らし、環境影響を受けやすいと認められる対象、又は環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、本事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて審議を行いました。

本事業の特性と計画地周辺の状況を踏まえ、審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが、本事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすとは認められません。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和3年9月10日	事業者は横浜市環境影響評価条例第15条第1項に基づく第2分類事業判定届出書及び第2分類事業判定届出書添付資料 [*] を横浜市長に提出
令和3年10月11日	横浜市環境影響評価審査会 市長は第2分類事業判定届出書の提出を受け、環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和3年11月11日	横浜市環境影響評価審査会 事業者説明（補足資料1）、質疑及び審議
令和3年11月29日	横浜市環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）、質疑及び審議

※第2分類事業判定届出書添付資料については、ホームページへの掲載、並びに環境創造局環境影響評価課及び中区区政推進課での閲覧を実施し、周知。

■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

1 保存建物について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

上野 佳奈子

◎ 奥 真美

押田 佳子

片谷 教孝

○ 菊本 統

五嶋 良郎

酒井 暁子

田中 稲子

田中 修三

田中 伸治

中西 正彦

藤井 幹

藤倉 まなみ

宮澤 廣幸

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略